

阿蘇家保だより

平成26年1月号

熊本県阿蘇家畜保健衛生所 阿蘇市一の宮町宮地2639-1
TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

口蹄疫ウイルスの侵入防止！

国内で口蹄疫の発生は平成22年8月以降確認されていません。しかしながら、ロシアや中国をはじめとした近隣諸国では引き続き発生が認められています。これから中国では春節(1/31~2/6)を迎え、また、2月にはロシアでソチオリンピックが開催され海外渡航者が増加することから、口蹄疫ウイルス等が我が国へ侵入するおそれもあります。つきましては、発生を未然に防ぐため、口蹄疫等が発生している国への渡航を可能な限り自粛し、やむを得ず渡航する場合には以下の点に留意してください。

(1) 渡航に当たっての留意事項

- ① 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らない。
- ② 肉製品等を日本に持ち帰らない。
- ③ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受ける。

(2) 帰国後の留意事項

- ① 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らない。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずる。

熊本県防災情報メールサービスをご活用下さい！

防災情報や悪性家畜伝染病発生情報を配信しています。

下記アドレスもしくはQRコードより、登録用ホームページへ！➡

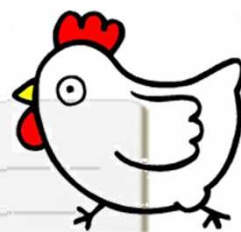
<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>



家畜伝染病予防法に基づく定期報告のお知らせ

すべての家畜・家きんの所有者は、毎年、飼養している家畜等の頭羽数を報告することが義務化されています。畜産農家の方は、熊本県畜産統計と調査を一元化して実施していますが、畜産農家以外で以下の種類の家畜・家きん等を飼養されている方は、市町村の担当係までお知らせいただきますようお願いいたします。

- ◎ 水牛・ポニー ⇨ 1頭
- ◎ めん羊・山羊・いのしし・鹿 ⇨ 6頭未満
- ◎ 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥 ⇨ 100羽未満
- ◎ だちょう ⇨ 10羽未満



報告していただく項目

- (1) 家畜の所有者の氏名または名称
- (2) 家畜の所有者の郵便番号、住所、電話番号
- (3) 飼育している場所の住所、電話番号
- (4) 家畜の種類と頭羽数

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

| 病名 | 発生地 | 発生日 | 畜種 | 型 |
|------------------|-----|--------|---------|------|
| 口蹄疫 | 中国 | 7月22日 | 牛・羊 | O |
| 高病原性 鳥インフルエンザ | 中国 | 12月21日 | 家きん | H5N2 |
| | 中国 | 12月27日 | 家きん | H5N1 |
| 低病原性 鳥インフルエンザ | 台湾 | 11月4日 | あひる | H5N3 |
| 狂犬病 | 台湾 | 継続中 | イタチアナグマ | |